

令和4年度鹿児島県地域おこし協力隊支援業務委託仕様書

1 事業の目的

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事などの地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図ることを目的とした制度である。

本県においては、約140名（令和3年12月末現在）の地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が県内各地で活動を行っているほか、任期を終了した隊員のOB・OGも引き続き当該地域で様々な活動を行っている一方、任期終了後の隊員の定着は、全国に比べ低い状況にある。

主な原因としては、隊員・受入自治体・地域の3者間のミスマッチや任期終了後の生活の不安が考えられることから、行政担当者向け研修会や隊員向け研修会等の開催、相談窓口の設置など受入自治体及び隊員への支援を行い、任期終了後における県内への定住促進を図るものとする。

2 委託業務名

令和4年度鹿児島県地域おこし協力隊支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託内容

(1) 行政担当者向け研修会

- ・協力隊制度の目的や概要、隊員受入にあたっての心構えなど基本的な内容とすること。
- ・研修会には、講義のほか、事例発表やグループワーク等を取り入れること。
- ・研修会は、年1回開催すること。

(2) 地域おこし協力隊員向け研修会

ア 初任者向け研修会

- ・隊員としての心構えや行政の予算の仕組みなど制度の基本的な内容とすること。
- ・隊員のスタートアップを支援する内容であること。
- ・研修会には、講義のほか、事例発表やグループワーク等を取り入れること。
- ・研修会は、年1回開催すること。

イ スキルアップ研修会

- ・隊員のスキルアップや任期終了後の定着につながる内容とすること。
- ・起業や就業、事業承継など、隊員の任期終了後の定着を支援する内容を取り入れること。
- ・研修会には、講義のほか、事例発表やグループワーク等を取り入れること。
- ・鹿児島よろず支援拠点（公益財団法人かごしま産業支援センター）などの関係機関のほか、隊員OB・OGとも連携して開催すること。
- ・研修会は、年5回以上開催することとし、うち1回は、隊員と行政担当者が合同で参加する研修会とすること。

(3) 地域おこし協力隊地域別交流会 ※別添イメージ参照

- ・隊員のスキルアップや任期終了後の定着につながる内容とすること。
- ・隊員が、隊員（OB・OG含む）同士や地域で活動している団体（NPO等）、地元企業などと交流する機会を設け、新たなネットワークの構築が図れる内容とすること。
- ・交流会には、フィールドワークや意見交換等を取り入れること。
- ・実施内容は、各地域の特性などを踏まえた内容とすること。

- ・交流会は、可能な限り、隊員OB・OGと連携して開催するほか、行政担当者も参加する交流会とすること。
 - ・交流会は、県内の地域振興局・支庁（7地域）圏域をベースに各1回、年7回以上開催すること。
- (4) 地域おこし協力隊活動サポート
- ・隊員及び市町村からの各種相談に関する窓口を設置（電話・メール）するとともに、必要に応じ現地に赴いた相談対応も行うこと。
 - ・相談内容、対応内容の蓄積及びデータベースを行うこと。
 - ・相談内容、対応内容については、定期的に報告すること。なお、報告時期等については、地域政策課と調整すること。

5 成果報告について

- (1) 作成する成果品
- ・委託事業で実施した内容をまとめた報告書（2冊）
※報告書には、研修会、交流会、相談内容及び対応内容を踏まえた、次年度の事業実施に当たっての改善点や新たな提案等も盛り込むこと。
 - ・相談内容及び対応内容に係るデータ
※媒体：CD-R、ソフト：ワード、エクセル、PDF
- (2) 成果品の提出期限
令和5年3月31日（金）

6 留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 県は必要に応じ、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。
- (3) 各種研修会及び交流会は、対面での実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況も踏まえ、オンラインでの実施の可能性もある。また、各種研修会や交流会は、後日も活用できるよう録画を行うこととし、詳細については、地域政策課と協議の上、決定すること。
- (4) 研修内容の詳細については、地域政策課と協議の上、決定すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、地域政策課と協議の上、決定すること。

地域おこし協力隊地域別交流会（イメージ）

